

判決の熟慮申3

弁護士招き「裁判員」

(肖像権の関係で掲載できません)

写真

裁判員制度について学ぶ授業が27日、飯塚市立幸徳中学校であった。招かれた弁護士と教員、8年2組の生徒による模擬裁判では、裁判員役の生徒たちが熱い議論の末に、中学生なりの判決を言い渡した。

模擬裁判は、自動車運転過失致死罪に問われたトヨタの運転手が被告。仕事に忙しい、極度の睡眠不足だった運転手が、酔って道路を渡っていた男性をひいて死亡させたとの想定だ。弁護士が裁判員、教員が弁護

中幸徳市立、中飯塚市立、裁判員参加した模擬

人々、検察官、被告、被害の妻、被害者の妻に扮し、法廷を教壇で再現。罪を認めないという運転手に、検察側は懲役5年を求刑した。裁判員は「罰金で済ませるか。生徒は、罪を認めない意見を出した。」「被害者は「いいえ」「いいえ」「いいえ」も選んだのは、「過度に動揺した運転手の会社でも問題がある」「……生徒Aさん(14)は「被害者は」「くたしてやるぞ」と、会社も悪くは懲役5年かな」「生徒Bさん(14)は「被害者は横断歩道を渡らなかつたし、会社にも責任がある。執行猶予が付くと思う」。

判決は、3班が執行猶予付き、2班が懲役2年、と分かれた。センター登録弁護士は「色々な立場があり、色々な考え方があること

を、早く知ってほしい」と締めくくった。生徒Cさん(13)は「両方の立場をどの程度考えればいいのか難しいから」と話した。司法制度の法の考え方を伝える法教育は、新学習指導要領でも盛り込まれている。8年生は5年後には裁判員の対象年齢となる。坂口達平教諭は「社会の一員として司法に関わってほしい」と話した。(田中知子)

(肖像権の関係で掲載できません)
写真

登録弁護士を交えて班で話し合い

2011/6/28 朝日新聞 朝刊